

大宜味村農業委員会だより (1月号)

今月の各種申請締切は
1月11日(水)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

新年あけましておめでとうございます。

昨年の10月より新体制での農業委員会が始まりました。農業委員5名、農地利用最適化推進員7名。全員の平均年齢は46歳と、これから10年・20年後の大宜味村を担う若い委員が参加しての活動となります。各関係機関と連携をとり、大宜味村農業振興・発展に努めていきます。今年もよろしくお願ひいたします。

平成30年元旦 大宜味村農業委員会 会長 山内 典貴

**現地調査を行いました。**

12月の総会に向けた現地調査を行いました。利用権設定・非農地判定。

12月10日までに申請された農地法等の申請について現地調査を行いました。今回は利用権設定の申出のあった2件の農地について、農業委員と農地利用最適化推進委員で現地調査を行いました。



また、利用状況調査に基づき非農地と判断された農地について総会で非農地判断の審議をするための現地調査も行いました。

総会日程のお知らせ

今年度の総会日程についてお知らせします。農地法等の申請を予定の方はご注意ください。

平成29年度 大宜味村農業委員会 第16期 総会日程			
	申請締切日	総会	許可通知等
1月	10日(水)	25日(木)	26日(金)
2月	13日(火)	23日(金)	26日(月)
3月	12日(月)	26日(月)	27日(火)

第27回 大宜味村産業まつり開催のお知らせ

開催日：平成30年1月20日(土)～21日(日)

会場：旧大宜味小学校グラウンド及び体育館



フルーツシークワサー

フルーツシークワサー品評会の出品者募集中！！

目的：シークワサーの生産技術向上を図り、農家相互の切磋琢磨を啓発を促すため。

申込期間：平成29年12月11日(月)から平成30年1月18日(木)まで

表彰式：平成30年1月21日(日)

※産業まつり会場にて展示・表彰式を行います。(受賞者には事前に連絡します)

お申し込みお問い合わせは、大宜味村シークワサー産地振興協議会(産業振興課内)まで

電話：0980-44-3232 ファックス：0980-44-3999

農地の利用意向調査について 中間管理機構へあなたの農地を貸しませんか？

遊休農地の所有者に対し利用意向調査をお願いしています。

農業委員会では毎年 8 月から農地利用状況調査を行っています（農地法第 30 条）。その調査では遊休農地の把握を行っています。

遊休農地とは以下の状態の農地のことです。

- ①：過去 1 年以上作付けが行われず、今後も維持管理や栽培が行われる見込みもない。
- ②：栽培は行われているが、周辺に比べて著しく程度が劣っている。
- ③：現在または 1 年以内に遊休化するおそれがある。

遊休農地に判定されると、再生可能農地と再生困難農地に分類され、再生可能農地だけが所有者への利用意向調査の対象になります。再生可能な遊休農地では、所有者に対して農地を今後どのようにしていくつもりなのか意向を調査します（農地法第 32 条）。

調査は書面にて、所有農地の所在・面積・利用状況・荒廃状況について通知を行い、今後の利用について、中間管理機構を通じて農地を貸したり、自分で耕作する等の回答をしていただきます。中間管理機構を通じて農地を貸していただくと**固定資産税が半額になる場合**もありますのでぜひご検討下さい。また、利用意向を回答しない、または自分で耕作すると回答して 6 ヶ月以上経過しても遊休農地になっている場合は**固定資産税が 1.8 倍になる場合**もあるので気をつけて下さい。

詳細は農業委員会までお問い合わせください。電話 0980-44-3477

産業まつりで農地相談会を開催します。農業者年金説明会も随時行います。

1 月 20 日・21 日（土・日）に開催する大宜味村産業まつりで農地相談会を開催します。会場は旧大宜味小学校の体育館です。

利用意向調査の書類への対応や、自分の農地がどこにあるのか、農地を貸したいがどうしたらいいのか等、分からないことの相談を受けます。



前回の農地相談会の様子

農業者年金の説明会も行います。個人ごとに支払う保険料と受け取る年金の試算をすることが出来ます。特に若い農業者は説明会に参加するようお願いします。

農地所有者が死亡した場合は農地の相続登記もお願いします。

全国的に相続未登記農地の増加が問題となっています。農地の所有者が死亡すると、新たな所有者となった相続人が相続登記を行うことになっています。しかし、義務ではないことから、名義が死亡者のままになることがあります。世代交代が進み、法定相続人が何十人にもなっているケースもあります。そうすると、農地を売却する場合は法定相続人のすべての同意を得る必要があり農地の有効利用が進まなくなり、遊休農地の発生の原因になる恐れがあります。

そのためにも農地所有者が死亡した場合は速やかに相続登記の手続きをしていただきますようお願いいたします。また相続登記した後は農業委員会へも相続の届出も忘れずをお願いいたします。

所有者不明の農地について農業委員会で公示しました。

遊休農地になっている所有者不明地の 10 筆について、平成 29 年 4 月 21 日付けで公示を行いました。そのうち中間管理事業で活用出来る 2 筆については 11 月 24 日付けで農業振興公社に通知を行い、県知事裁定で貸借の手続きを行う予定です。公示の内容は農業委員会で閲覧が出来ますので気になる方はお問い合わせ下さい。村ホームページにも掲載しています。